

平成31年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月1日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成31年3月1日 午前10時00分

1. 出席議員 14名

1番	石上 壘 君	2番	佐藤 葉子 君
3番	三木 千明 君	4番	山田 重雄 君
5番	下田 剣吾 君	6番	船田 兼司 君
7番	平野 英男 君	8番	石井 志郎 君
9番	小林 喜久男 君	10番	鵜田 剛 君
11番	藤川 正美 君	12番	平野 明彦 君
13番	小泉 義行 君	14番	石井 清孝 君

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井 宏子 君	副管理者	高橋 恭市 君
監査委員	磯貝 昭一 君	会計管理者	横倉 芳 君
事務局長	大橋 英男 君	総務課長	石井 太 君
管理課長	石川 幸二 君	建設課長	三ツ俣 光浩 君
総務課主幹	江利角 英生 君	総務課長補佐	神子 丈夫 君
管理課長補佐	三平 正孝 君	管理課処理場長	藤平 道仁 君
建設課長補佐	萩野 正幸 君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	小泉 絵利香	総務課主任主事	土田 剛史
---------	--------	---------	-------

開会及び開議

平成31年3月1日午前10時00分

○議長（平野明彦君） それでは、皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（平野明彦君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年11月から平成31年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ごらんください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第342号

平成31年3月1日

君津富津広域下水道組合議会

議長 平野明彦様

君津富津広域下水道組合

管理者 石井宏子

議案の送付について

平成31年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第2号 | 君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について |
| 議案第3号 | 富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について |
| 議案第4号 | 君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴 |

- 収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について
- 議案第5号 工事委託契約の変更について
- 議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 平成31年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について
- 議案第8号 平成31年度君津富津広域下水道組合会計予算

○

議事日程の決定

○議長（平野明彦君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成31年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定が1件、規約の廃止に関する協議が2件、規約の制定に関する協議が1件、工事委託契約の変更が1件、平成30年度の補正予算が1件、平成31年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の合わせて8議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第1 会期の決定

○議長（平野明彦君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（平野明彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、13番、小泉義行君、14番、石井

清孝君を指名いたします。

○

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決)

日程第3 議案第1号から議案第8号まで

○議長(平野明彦君) 日程第3、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者(石井宏子君) 議案第1号から議案第8号までを、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本組合の構成団体である君津市に準じ、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるため、条例の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第2号 君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について。

本議案は、平成31年4月1日をもって、君津市の水道部がかずさ水道広域連合企業団に統合されることから、君津市に委託していた下水道使用料賦課徴収事務についての委託を廃止しようとするもので、地方自治法第252条の14第2項の規定により、君津市と協議するに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第3号 富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について。

本議案は、議案第2号と同様に、富津市に委託していた下水道使用料賦課徴収事務についての委託を廃止しようとするもので、地方自治法第252条の14第2項の規定により、富津市と協議するに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について。

本議案は、下水道使用料の徴収等に関する事務を、平成31年4月1日からかずさ水道広域連合企業団に委託するため、事務委託に関する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、かずさ水道広域連合企業団と協議するに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第5号 工事委託契約の変更について。

本議案は、平成29年度に公益財団法人千葉県下水道公社と工事委託契約を締結し、その後、繰り越し事業となっておりました「君津汚水2号幹線築造工事 その5委託」について、事業費の確定により減額変更が必要となり、契約金額を1億7,292万円に変更しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）。

本議案は、歳入・歳出予算から、それぞれ5,130万2,000円を減額し、補正後の予算額を26億5,450万7,000円にしようとするものでございます。

補正予算の主な内容は、事業費の確定により、その財源を調整するとともに、地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。また、これにあわせて繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、議案第7号 平成31年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について。

本議案は、議案第8号の平成31年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合同規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 平成31年度君津富津広域下水道組合会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消を続けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、総額27億1,208万6,000円の予算を計上するものでございます。

以上、議案第1号から議案第8号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平野明彦君） 以上で管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、大橋英男君。

（事務局長大橋英男君登壇）

○事務局長（大橋英男君） 議案第1号から議案第8号までについて、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げますので、議案書の1ページをお開きください。

本議案の改正内容は、民間労働法制の改正を踏まえた国家公務員の超過勤務命令の上限設定等に係る人事院規則等の改正が予定されていることから、本組合においても超過勤務命令を行うことができる上限を、規則で定める規定を加えるものでございます。

予定されております規則の主な改正内容は、命令できる超過勤務の時間を、1カ月について45時間以下、1年について360時間以下に、ただし、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間未満、2から6カ月平均で80時間以下、1年について720時間以下に制限するものです。

議案書の2ページをお開きください。

条例の改正内容ですが、第8条の第3項として、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」との1項を追加いたします。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、平成31年4月1日と定めてございます。

次に、議案第2号 君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議についてご説明申し上げますので、議案書の3ページから4ページをごらんください。

本議案は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の水道事業が、かずさ水道広域連合企業団に統

合されることから、現在、君津市に委託している下水道使用料賦課徴収事務を廃止する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により、君津市と協議するに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、平成31年4月1日と定めてございます。

次に、議案第3号 富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議については、議案第2号と内容が同一でありますので、簡単にご説明申し上げます。

議案書の5ページから6ページをごらんください。

本議案も議案第2号と同様に、現在、富津市に委託している下水道使用料賦課徴収事務を廃止する規約を制定することについて、富津市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、平成31年4月1日と定めてございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

本議案は、かずさ水道広域連合企業団に下水道使用料の徴収等に関する事務を委託するための規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、かずさ水道広域連合企業団と協議するに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の内容についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

第1条は、君津富津広域下水道組合の下水道使用料の徴収等に関する事務をかずさ水道広域連合企業団に委託することについての趣旨を定めたものでございます。

第2条は、委託する事務の範囲として、使用の開始、中止等に係る受け付けに関する事務、使用料の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務などを定めてございます。

第2項では、第1項にかかわらず、組合で執行する事務について定めてございます。

第3条は、管理及び執行の方法で、事務の執行等に当たっては、君津富津広域下水道組合下水道条例、君津富津広域下水道組合下水道条例施行規則等に定めるものによる旨の規定でございます。

第4条では、この委託事務の管理及び執行に要する経費は組合で負担すると定めてございます。

第5条は、事務の執行に伴い、かずさ水道広域連合企業団が徴収する使用料は、組合に帰属する旨の規定でございます。

第6条は、委託事務について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開く旨の規定でございます。

第7条は、委託事務の管理及び執行に関し適用される条例等を改正しようとする場合は、あらかじめ通知する旨の規定でございます。

第8条は、委託事務の管理及び執行に関して、この規約に定めのない事項については、双方の協議により定める旨の規定でございます。

なお、附則におきまして、この規約の施行期日を、平成31年4月1日と定めてございます。

次に、議案第5号 工事委託契約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

千葉県下水道公社に委託をしております「君津汚水2号幹線築造工事 その5委託」につきまして、事業の完了に伴い、契約金額の清算を行うもので、当初金額1億7,300万円を1億7,292万円に変更し、8万円の減額をするものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案別冊の補正予算書の3ページをお開きください。

初めに、第2表 繰越明許費であります。君津汚水2号幹線築造事業、人見汚水枝線築造事業、台地区浸水対策事業については、推進機の停止などの不測の事態により事業が遅延したことなどにより、また、公共下水道事業計画変更事業につきましては、千葉県が実施する事業との調整に時間を要したことなどにより、年度内の完了が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第3表 地方債補正であります。今回の補正は、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を、5億6,930万円から5億6,170万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

初めに、歳入からご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の4,370万2,000円の減額は、財源調整のためのものでございます。

次に、7款組合債、1項組合債、1目下水道債の760万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、9ページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

3款土木費、2項下水道建設費、1目公共下水道新設改良費4,250万円の減額は、13節委託料の台地区浸水対策事業や中野・中富汚水枝線築造事業における家屋調査件数の減などや、22節補償補填及び賠償金の八重原雨水幹線築造事業における水道管の切り回し工事が不要となったことによるものでございます。

4款公債費、1項公債費、2目利子の880万2,000円の減額は、年度内借入組合債の確定に伴い、その償還利子を減額しようとするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ5,130万2,000円を減額し、補正後の予算総額を26億5,450万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第7号 平成31年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

君津市、富津市の負担金の負担割合については、組合規約第14条第2項で定められておりますが、同条第3項で、「組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる」と、規定されているため、関係市負担金の負担方法について定めるものでございます。

これに基づき、11ページ下段の1から4に掲げる経費については、平成31年度においても平成30年度と同じ取り扱いをするものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

1の終末処理場の維持管理費のうち、雨水処理経費は君津市の負担とし、また、汚水処理経費は両市が実績汚水量比により負担すると定めております。

2の一般職の職員の人件費のうち、総務費については、組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比、2分の1を実績汚水量比により、管理費及び処理場費については、処理開始区域内の維持管理及び汚水処理が主な業務であるため、実績汚水量比により、建設費については、事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることから、計画汚水量比により、関係市がそれぞれ負担すると定めております。

3の定期健康診断に係る経費については、派遣市が負担、4の議会費や総務費等の一般事務経費については、関係市が均等負担すると定めております。

なお、平成31年度の実績汚水量比は、君津市が86.9%、富津市が13.1%と見込んでおり、計画汚水量比は、君津市が71.0%、富津市が29.0%でございます。

なお、一般職の職員は、君津市20名、富津市7名を見込んでおります。

次に、議案第8号 平成31年度君津富津広域下水道組合会計予算についてご説明申し上げます。

議案別冊、君津富津広域下水道組合会計予算書をごらんください。

初めに、31年度の主な建設事業からご説明申し上げますので、会計予算書の32ページ、33ページと最後のページの事業箇所図をあわせてごらんください。

32ページ、33ページに事業一覧を掲げてありますが、主なものを申し上げますと、両市にかかわる事業として、①及び⑫の君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業、②及び⑬の君津富津終末処理場施設整備事業、⑪及び⑭の公共下水道再構築事業を実施いたします。君津市では、③君津汚水2号幹線築造事業、④神門汚水幹線築造事業、⑤人見汚水枝線築造事業、⑦台地区浸水対策事業、⑧中野・中富汚水枝線築造事業、⑨人孔蓋改築事業、⑩人見第2ポンプ場ブロック塀更新事業を実施いたします。富津市では、⑭の汚水柵設置事業を実施いたします。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますので、戻っていただき、5ページをお開きください。

第2表 地方債であります。これは、先ほどご説明いたしました公共下水道整備事業のための地方債を借り入れるに当たり、5億5,910万円を限度として、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主な内容をご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

初めに、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市負担金6億6,700万円の内訳は、君津市が5億1,400万円、富津市が1億5,300万円となります。君津市は、対前年度4,000万円の減額で、主な理由は、投資的事業費における一般財源の減や起債償還費の減などによるものでございます。富津市は、対前年度5,200万円の減額で、主な理由は、君津市と同様に投資的事業費における一般財源の減や起債償還費の減などによるものでございます。

2目下水道事業受益者負担金は484万5,000円で、対前年度108万9,000円の減額で、主な理由は、新規賦課面積の減によるものでございます。

3目認可区域外流入負担金617万1,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料8億9,587万2,000円は、君津地区では一般家庭及び大口使用者の使用量の減少、富津地区でも大口使用者の使用量の減少はあるものの、平成31年10月1日からの消費税率変更を見込み、平成30年度に対して223万4,000円の増額を見込んでおります。

2目占用料3万3,000円は、当組合用地に係るガス管、電柱等の占用料でございます。

3目総務使用料1万2,000円は、君津富津終末処理場職員2名分の駐車場使用料でございます。

次に、9ページをごらんください。

2項手数料、1目下水道手数料43万2,000円は、排水設備の工事完了検査、指定工事店の新規登録申請、指定工事店の登録更新等に係る手数料で、対前年度106万2,000円の減額の理由は、排水設備指定工事店の指定有効期限は5年間で、工事店の多くが平成30年度が更新時期であったため、件数の減によるものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金4億4,064万円は、先ほど説明いたしました公共下水道事業のうち、君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業、君津富津終末処理場施設整備事業、君津污水2号幹線築造事業、神門污水幹線築造事業、人見污水枝線築造事業、中野・中富污水枝線築造事業、人孔蓋改築事業及び公共下水道再構築事業の財源として見込んでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億3,750万6,000円は、前年度に対し187万円の増額となっております。

次に、10ページをお開きください。

5款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、2項組合預金利子及び3項雑入を合わせまして、合計47万円4,000円を計上しております。

次に、11ページをごらんください。

6款組合債、1項組合債、1目下水道債は5億5,910万円で、公共下水道整備事業に係る借入金でございます。

次に、7款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入は、君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業により発生する廃材の物品売払収入で、予算科目を確保するために計上するものでございます。

なお、次の県支出金は、県補助対象事業を予定しておりませんので、歳入見込みがないことから、科目を廃止するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費220万4,000円は、組合議員14名に係る報酬、費用弁償、会議録作成委託料等の運営費でございます。

次に13ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,509万円は、特別職2名分の報酬、事務局長及び総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、14ページ、15ページをお開きください。13節の公営企業会計移行支援業務委託料、14節の事務機器等借上料、19節の庁舎維持管理負担金等を計上しております。

なお、前年度に対し1,141万1,000円の減額の主な理由は、公営企業会計適用に向けた作業である公営企業会計移行支援業務委託料の減額などでございます。

次に、15ページ下段の2項監査委員費、1目監査委員費34万9,000円は、監査委員2名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、16ページをお開きください。

3款土木費、1項下水道管理費、1目公共下水道維持管理費2億6,585万4,000円は、公共下水道維持管理に要する経費で、管理課職員8名分の人件費、11節の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、13節では、かずさ水道広域連合企業団に委託する下水道使用料徴収業務等の委託料を、19節では水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

なお、前年度に対し、135万7,000円増額の主な理由は、人見第2ポンプ場ブロック塀更新事業を計上したことなどによるものでございます。

次に、18ページをお開きください。

2目都市下水路維持管理費308万7,000円は、13節の清掃業務委託料等を計上しております。

次に、3目処理場維持管理費6億1,954万7,000円は、処理場職員2名分の人件費、11節の機械・設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、13節の終末処理場維持管理業務委託料を計上しております。

なお、前年度に対し2,454万2,000円増額の主な理由は、脱水汚泥処分費の増額などでございます。

次に、2項下水道建設費、1目公共下水道新設改良費11億1,250万8,000円は、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、建設課職員9名分の人件費のほか、先ほど32ページ、33ページのところでご説明いたしました公共下水道事業のうち、管理課所管事業であります⑨人孔蓋改築事業、⑩人見第2ポンプ場ブロック塀更新事業及び⑪、⑫公共下水道再構築事業を除く9事業に係る経費等を、20ページ、21ページのとおり計上しようとするものでございます。

なお、前年度に対し3億7,267万5,000円減額の主な理由は、君津污水2号幹線築造事業の事業費の減額等に伴うものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目元金4億4,785万8,000円は、長期債の償還元金であり、また、2目利子の1億6,058万9,000円は、長期債の償還利子1億5,894万9,000円のほか、一時借入金の借入最高額を5億円とし、その利子164万円を計上しております。

次に、22ページをお開きください。

5款予備費1,500万円は、前年度と同額を計上しております。

以上が歳入歳出予算の概要で、歳入歳出それぞれ27億1,208万6,000円で、前年度に対し4億1,947万6,000円の減額となります。その主な理由は、建設事業費の減によるものでございます。

なお、事項別明細書以外の予算に関する説明書といたしまして、23ページから29ページまでが給与費明細書でございますので、ごらんください。

続きまして、30ページは、継続費に関する調書でございます。

31ページは、地方債の現在高に関する調書で、31年度末の地方債の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり88億8,800万6,000円で、内訳は、君津地区71億2,488万8,000円、富津地区17億6,311万8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号から議案第8号までの補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で補足説明が終わりました。

次に、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 君津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について、質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について、質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

6番、船田兼司君。

○6番(船田兼司君) この議案に対して確認の意味で。

まず、この賦課徴収事務の委託ということなんですけど、これを委託することの効率性というんですかね、賦課を今度任せるということですから、その意味合いをまずは教えていただきたいということ、組合がこれから負担するんですけど、もしわかれば、負担額が大体どのくらいになるのかということも教えていただきたいと思います。

また、かずさ4市の水道事業が、一緒になるということですから、君津富津はこれで委託するわけなんですけど、近隣市の状況とか、わかれば教えてください。

○議長(平野明彦君) 管理課長、石川幸二君。

○管理課長(石川幸二君) 下水道使用料につきましては、算定の根拠が水道のメーターということになっております。水道使用料によって計算いたしますので、水道の検針とあわせてやるのが経費的にも得になるということもございます。あと、計算方法は若干異なりますが、それにより経費が浮くということで、今までも君津市と富津市に委託をお願いしてきたところでございます。

それから、金額につきましては、予算をとる段階ではまだ準備室があつて、かずさ水道のほうの認可はおいておりませんでした。両市の水道部を窓口協議をいたしまして、30年度の予算と同じ形で予算を両市の水道にお願いをして、やっております。金額につきましては、使用料徴収で約5,900万ほどを予算として確保しております。

それから、算定方法になりますが、全体にかかる、水道のほうでかかる経費を、水道のメーターを使っておりますので、水道の算定する件数と、下水道はそのうちの一部しかありませんから、それで案分をして、同じ水道メーターで同じ事務をしますから、それを半分にするというふうな案分計算をさせていただいて、うちのほうが負担をするというような形をとっております。

それから、この規約につきましては、各市の下水道組合が集まりまして協議をしておりますので、内容につきましては、基本的に同じものでございます。

以上です。

○議長(平野明彦君) よろしいですか。

○6番(船田兼司君) はい。

○議長(平野明彦君) ほかにございますか。

ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第4号 君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 工事委託契約の変更について、質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 工事委託契約の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成31年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第7号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第7号 平成31年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成31年度君津富津広域下水道組合会計予算に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

8番、石井志郎君。

○8番(石井志郎君) 先ほど船田議員の質問と関連するんですが、17ページ、委託料1億4,580万2,000円、先ほどの事務局長の説明ですと、水道企業団への委託料というふうに私は聞こえたんですが、この内容ですと、君津地区1億2,283万3,000円、富津地区2,296万9,000円の委託料になっております。改めてお聞きいたします。この委託料の支払い先とこの金額は何を根拠に算出しているか、お聞きしたいと思います。

○議長(平野明彦君) 管理課長、石川幸二君。

○管理課長(石川幸二君) 委託料につきましては、先ほど申し上げました下水道使用料徴収業務以外に、君津のポンプ場、2カ所ございますが、そちらへの維持管理業務ですとか、システムにデータを入力する業務、あと、富津でいいますと、雨水管路附属施設、あそこの新昭和が開発したところの用地の滞水池の管理と、先ほど申し上げた下水道使用料の委託以外にも委託業務がございますので、それぞれ積み上げて、君津分、富津分ということで積み上げた数字でございます。

以上です。

○議長(平野明彦君) 8番、石井志郎君。

○8番(石井志郎君) 了解いたしました。ただ、要するに、局長の説明と今の課長の説明は、理由がある程度理解できましたが、できましたら、そういうのを詳細がわかるようなものを提出していただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

続いて、もう1件お願いいたします。

20ページの工事請負費、富津地区、1,882万6,000円、それと関連しましてページ33ページ、汚水柵の設置事業について、工事請負費が1,882万6,000円ですが、汚水柵設置事業が750万ということで、約1,100万の乖離があるんですが、その説明と、内容については富津市議会のほうで富津市当局との

質疑になるかと思いますが、一番最後の参考資料、平成31年の事業箇所図の汚水柵設置事業が、私の見たところだと、下飯野、それから青堀、もう一つがこれはどこなんですかね、上飯野、飯野地区になるんですかね、この辺の要するに汚水柵設置事業の区域の字名がわかれば、教えていただきたいと思います。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（平野明彦君） 建設課長、三ツ俣光浩君。

○建設課長（三ツ俣光浩君） では、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、富津地区の工事費1,882万6,000円の内訳でございますけれども、まずは君津富津終末処理場施設整備事業、事業一覧のほうで申し上げますと、富津地区のほうですので、⑬のものになります。こちらのほうが1,142万6,000円。続きまして、汚水柵設置事業のほうが740万円となっており、合計1,882万6,000円となっております。

続きまして、汚水柵設置事業の事業箇所でございますけれども、これは申請によって行うものでございますけれども、主に事業開始区域、供用開始区域内に申請があった場合のものになりますので、供用開始区域全体となっております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 8番、石井志郎君。

○8番（石井志郎君） これは、要するに富津市、担当としますと建設部関係になると思うんですが、そちらのほうから広域下水道組合のほうに申請をして、汚水柵を設置するというところでよろしいんでしょうか、あるいは、もう現に富津市のほうから下水道組合のほうに、該当地区何カ所にというものが提案されているのか、その辺はおわかりでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○議長（平野明彦君） 建設課長、三ツ俣光浩君。

○建設課長（三ツ俣光浩君） お答えいたします。

汚水柵設置事業につきましては、当該年度内に、地区住民の方で汚水柵の設置を希望される方から申請が上がったものについて、実施するものでございます。市からの要望ではございませんので、お答えいたします。

○議長（平野明彦君） 8番、石井志郎君。

○8番（石井志郎君） ですから、先ほど、33ページで事業費の中に750万の予算が計上されておりますが、科目コードをつくるために提案されていると思うんですが、その辺はお答えいただけますか。

○議長（平野明彦君） 建設課長、三ツ俣光浩君。

○建設課長（三ツ俣光浩君） お答えいたします。

この今年の予算、750万に関しましては、例年の件数等によりまして想定した金額でございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） よろしいですか。

○8番（石井志郎君） わかりました。

○議長（平野明彦君） 続きまして、6番、船田兼司君。

○6番（船田兼司君） それでは、予算書の8ページの下水道使用料のところでございます。消費税分の値上げというんですかね、そういったものが入っているということで、前年度よりはプラスになっているんですけども、もともとこれを算定するのに接続、使用するわけですから、この接続率という

のがどういふふうになっているかというのを、まず教えていただきたいと思ひます。

それと、13ページ、これは一般管理費の中の管理者報酬があるんですけど、算定根拠と過去、見直しがあったのか、教えてください。

あと、32ページの事業一覧のほうを毎年ちょっと見ていると、全体計画の見直しというようなものが以前は入っていたのかなと思ひんですけども、今回は入ってないということで、全体計画のほうの見直しはもう済んでいるということによろしいのか。

ちょっとその3点、お願いします。

○議長（平野明彦君） 管理課長、石川幸二君。

○管理課長（石川幸二君） 普及率、接続率は私どもは人口で把握しています。公共下水道に接続している水洗化人口を供用開始しております処理区域内人口で割った数字ということになります、平成30年の4月1日現在で86.8%となります。

以上です。

○議長（平野明彦君） 総務課長、石井太君。

○総務課長（石井太君） 一般管理費についての管理者報酬についてでございますけども、条例によりまして、月額4万8,000円ということで、57万6,000円を計上させていただいております。見直しについては、相当以前よりございません。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 建設課長、三ツ俣光浩君。

○建設課長（三ツ俣光浩君） では、全体計画の見直しについてお答えいたします。

事業としては、30年度で完了する予定でございましたけれども、先ほどの説明にもありましたとおり、31年度に繰越明許を設定させていただきまして、事業を引き続き継続していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） よろしいですか。

ほかにございますか。

ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第8号 平成31年度君津富津広域下水道組合会計予算、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議員の派遣について

○議長（平野明彦君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと存じます。目的は、議会運営に関する行政視察でございます。汚泥処理の効率化と資源の有効活用について視察し、今後の事業推進に資するため、本年7月5日に埼玉県三郷市で施工中の中川流域処理場汚泥処理設備工事に組合議員全員を派遣することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） ここで閉会に当たりまして、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 閉会に当たりまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

本年度につきましては、一部事業の繰り越しがありましたが、引き続き事業を計画的に推進し、処理区域の整備に向けて努力してまいりますので、議員皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（平野明彦君） これをもちまして、平成31年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

平成31年3月1日午前11時2分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月1日

君津富津広域下水道組合議会議長 平野明彦

署名議員 小泉義行

署名議員 石井清孝